

お知らせ information

ご案内

し尿くみ取りの申し込みはお早めに！

年末年始のし尿くみ取りは次の日程で行います。

▽年末

12月28日(火)まで実施

▽年始

令和4年1月4日(火)から実施

〔田村地方衛生処理センターからのお願い〕

・し尿くみ取りや浄化槽清掃を実施した際に留守だった場合、手数料のお支払いが未納となる場合があります。留守の場合には、作業員がご自宅の郵便受けなどに請求書を投函しますので、金融機関

窓口でお支払いください。なお口座振替でも納入できますので、ご希望の方は金融機関窓口で手続きをお願いします(金融機関に申し込み用紙があります)。

・トイレおよび浄化槽には、し尿およびトイレトペーパー以外の異物を流さないようにしてください。

・台所で皿などを洗う際は、油污れなどはいったん紙などでふき取ってから洗うようにしましょう。

●田村地方衛生処理センター
☎82-11272

国民健康保険・後期高齢者医療の傷病手当金の支給について

国民健康保険および後期高齢者医療に加入する方が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合に、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与の全部または一部を受けることができなくなった

場合に、傷病手当金を支給しています。

■対象者

令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間に療養のため就労できなかった方

■支給対象期間

就労ができなくなった日から起算して4日目以降の就労できない期間

■申請に必要なもの

・医師の意見書(医療機関を受診した場合)

・事業主の証明書

※事前に必ず電話でご相談ください。

●町民生活課

☎72-6933

ハローワークインターネットサービスがより便利になりました！

ハローワークインターネットサービスは、皆さんの就職活動を強力にサポートします。ぜひご利用ください。

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html>



●ハローワーク郡山

☎024-942-8609
(41#)

県が奨学金の返還を支援します！

「福島県で働きたい大学生の皆さんへ」

県では、福島県で働きたい大学生に対し、奨学金返還の支援を行っています。

■支援条件

対象となる産業分野の県内事業所に5年間就業し、福島県に定住すること。

■募集対象者

次のすべてに該当する方

▽独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金または第二種奨学金の貸与を受けている方

▽応募時点で次のいずれかに該当し、就職先が決定していない方

・4年制大学の3年生

・6年制大学の5年生
・大学院の修士または博士課程に在籍し、来年度に修了予定の方
・高等専門学校専攻科の1年生

▽大学などを修業年数以内に卒業または修了予定の方

※病气やけがなどのやむを得ない事情がある場合を除く

▽大学などを卒業または修了後、翌月1日から起算して6か月以内に、支援対象となる産業の企業(詳しくは、県雇用労政課のウェブサイトを確認ください)に正規職員として就職し、5年以上県内で勤務・定住することを予定している方

■補助金額

貸与を受けた対象奨学金のうち、卒業又は修了までの2年間の貸与額(24カ月分)に相当する額。

ただし第二種奨学金の利子分は対象としません。

※補助金額には上限があります。詳しくは、県雇用